

事故顛末報告書

平成 19 年 9 月 18 日

金融庁長官殿



所在地 東京都千代田区目黒  
会社名 大和証券株式会社  
代表者名 代表取締役 茂晴

下記の者に関し、平成 19 年 2 月 20 日付で報告いたしました証券事故について、同 3 月 20 日及び 5 月 29 日に証券会社に関する内閣府令第 46 条第 9 号の規定によりその時点で判明した事実について届出をいたしました。その後判明した事実について同府令同条同号の規定に基づき追加の届出をいたします。

記

外務員 ID 番号



フリカ、ナ

1. 氏名



( 男 ・ (女) )

2. 生年月日



( 42 歳 )

3. 所属営業所名、役職名

行為当時	釧路支店 営業課	
現在		

4. 事故連絡書提出日

平成 19 年 2 月 20 日

5. 違反該当条項

刑法 246 条、同法 253 条、行為規制府令 4 条 16 号、  
従業員規則 9 条 3 項 17 条

6. 行為の期間

平成 16 年 3 月～平成 19 年 2 月 (事実関係判明分)

7. 動機



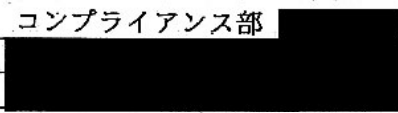
8. 事故発覚年月日

平成 19 年 2 月 13 日

9. 発見の端緒

平成 19 年 1 月 31 日、顧客からの問合せ

担当者 所属・役職 コンプライアンス部  
氏名  
電話番号



10. 事故金額

平成19年8月31日時点

顧客被害額	655,909,377 円	(被害顧客 34名)
当社弁済額	655,909,377 円	(被害顧客 34名)
行為者等からの回収額	0 円	
回収見込額	約 22,000,000 円	

11. 事故の内容

行為者の不正行為の手口、手段については前回まで報告の通りです。

調査の結果、1名の顧客については本事案に関与していないことが判明したため、簿外取引や口座からの不正な出金が行われていた調査対象口座は計58名となりました。

その内21名の顧客については行為の詳細と被害金額が確定できたため代位弁済を行い、また13名の顧客については民事調停による和解が成立しましたので和解金額の支払を実施、若しくは実施を予定しています。

なお、調停の終結については、証券会社に関する内閣府令第46条第10号の規定により別途届出をしていますが、前回のご報告後に和解が成立した13名の顧客に係る行為の概要について以下の通り報告いたします。

顧客	行為内容等	和解金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		顧客弁済日
		[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	行為種類
		・不都合行為(詐欺)

顧客	行為内容等	和解金額
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
		顧客弁済日
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

		行為種類
		・不都合行為(詐欺・横領)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺・横領)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺・横領)

顧客	行為内容等	和解金額

		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺・横領)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日

		行為種類
		・不都合行為(詐欺)

顧客	行為内容等	和解金額
		顧客弁済日
		行為種類
		・不都合行為(詐欺・横領)

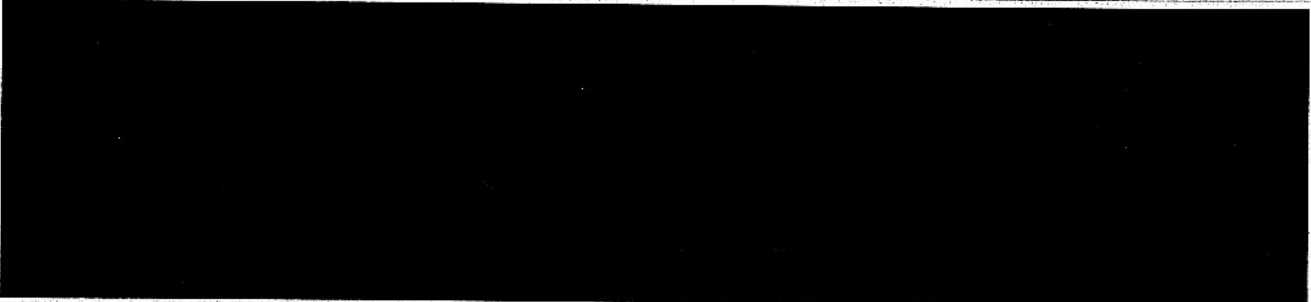
8月31日の2件の和解成立をもって、当社より被害金額の特定のため提起を行っていた調停は全て終結いたしました。

なお、その他の顧客の内6名については、訴訟、調停の提起(内2名については平成19年9月7日調停不調で終結済)が行われていますので、その進行状況等については詳細が分かり次第ご報告します。

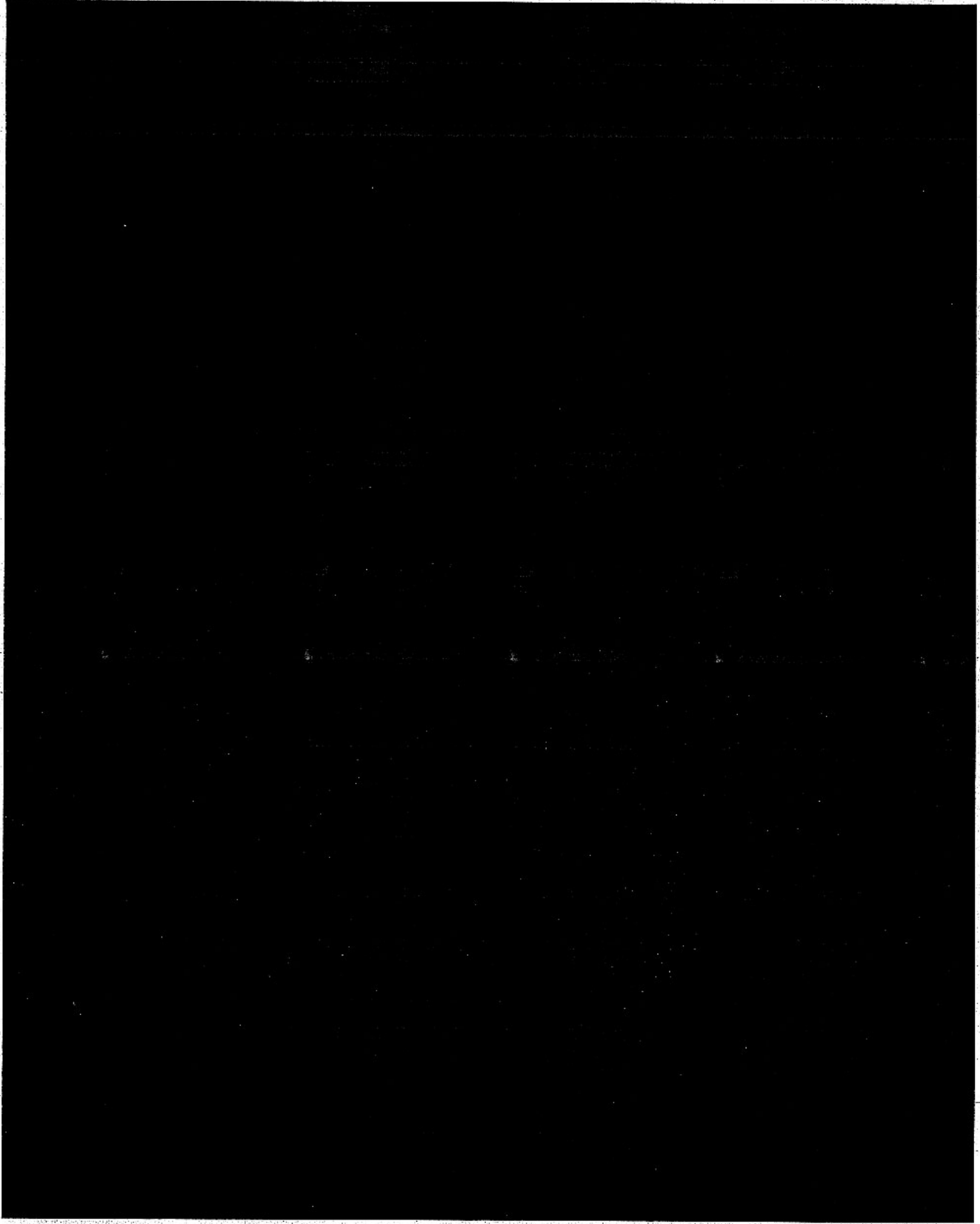
## 12. 社内処分の状況



## 13. 刑事事件関係



14. 是正狀況



以上